

## 漢時代の賤民, 賤人, 士伍, 商人

越智, 重明  
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24525>

---

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 7, pp. 1-26, 1979-03-03. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

# 漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

越 智 重 明

## 序 言

漢時代の賤民は庶民のなかの下層のものが賤視された職業に就いた場合に用いられ、賤人は奴婢、罪人、商人など差別された身分を指す、という見解が一般的であると思われる①。基本的な形でいった際賤人が奴婢、罪人を指すという点に問題はない。賤民が庶民を指すという点にも問題はない。しかしそれは賤視された職業に就いたときに限って用いられるのではなく、「通常」の職に就いているものに関して用いられている。元來民は君主の権力基盤をなすものであるが、広、狭二義ある。前者は恐らく戦国時代「家産」國家の長がその版図の人々を直接的個別的に把握しようとしたことをふまえ、戦国儒家がつくり出した一つの政治理念、すなわち、君主（とその近親）の外はすべて君主の民である。君主はその民のなかから有能有徳のものを官人として挙用する。この官人はあくまで個人として理解すべきもので、そこに世襲性はない、といったことと関連するものである②。後者は「君主―官人―民」といったヒエラルキーのなかにおける民である。そうした民は何れも制度的な奴婢（以下、「奴婢」という）ではなく、また罪人でもない。（庶民を庶人というのは語の転用である。）

つぎに漢時代の士伍であるが、それが奪爵刑によってつくり出されたもの、売爵をして無爵者となったものからなり、そうした無爵の民は庶民と賤人（＝奴婢）との間に、別の身分層として存在している、とするのが一般的な理解であろう。士伍が奮爵により生じた無爵のものを指し、（現実には）売爵による無爵者をも含んでいたであろうことは間違いないところであろう。問題はそれらが庶民と賤人との間に別の身分層をつくり出したという点であるが、士伍は基本的に庶民であって、國家の徭役（少くとも基本徭役である戍辺の役）を負担し、一般庶民となれば庶民在官たりえた。つまり、士伍は（処罰の結果として生じたものであつても、それ自体として）庶民たる資格をもっているものであつて庶民とは別の身分のものととは考えられないのである。そうした士伍は漢時代の

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

政治構造的な特殊性のなかに存在するものである。秦時代の士伍はそれとやや性格を異にし、庶民（たる男子）そのものを指している。つぎに漢時代の商人についてであるが、その商人は庶民より下の身分であるという通説があるとしてよからう。しかし商人は庶民であるが、官人になれないという制約をうけているものである。そうした意味で本来の賤人ではない。

本稿は右のような観点から漢時代の賤と秦漢時代の士伍と漢時代の商人とをとりあげ、本稿は筆者の漢の国家体制論の序論の一部である。

## 第一節 漢時代の賤民

漢時代の賤民にはいくつかの意味がある。いまそれを列挙してみよう。

第一に、官人に対する庶民を意味する賤民についてであるが、漢書卷四十九晁錯伝には、

秦始乱之時、吏之所先侵者、貧人賤民也。至其中節所侵者、富人吏家也。及其未塗所侵者、宗室大臣也。

とある。ここでは「貧人賤民」、「富人吏家」、「宗室大臣」の三者がそれぞれ相重ならない概念、実態として出ている。そのなかで吏家と賤民とは対比すべく、富人と貧人も亦対比すべきものである。そうするとその賤民は吏家（官人）ではないもの、つまり（一般の）庶民<sub>II</sub>民ということになる。なお、賤民がそうした意味であれば、それと貧人とを合せて一つのものとする必要はなさそうである。この点についてはつぎのように考えられる。漢書卷五景帝紀後二年四月の条に、

詔曰、……今貴産十以上、卷五 廼得官。廉士算不必衆。有市籍、不得官。無賞又不得官。朕甚愍之。賞算四得官。亡令廉士久失職。

（下略）

とあるが、漢時代官人たる資格の一つに財産をある程度以上もつことがあった。そうすると官人（吏家）は一応資産をもつということになる。しかしそうした家産をもつ階層は官人を出す母胎であっても、現にすべて官人を出しているわけではない。それだけにこうした階層をとりあげるとすれば右のわく内において「富人吏家」という表現が適切となる。一方、それに対応するものとして、吏でないという意味での庶民をとりあげ、同時にその富人でないという意味での貧人をとりあげて、「貧人賤民」としたということが想定される。蓋し右の晁錯伝の記事はこうした漢時代のことを頭におき、そうした「富人吏家」、「貧人賤民」そのもの（四字句）に対するものとして「宗室大臣」という表現をなしたのであろう。

なお、繰り返して述べることになるが、右の晁錯伝の記事では、富人・吏家と賤民・貧人が（天子と宗室大臣とを除く）人々の全体となる。つまり、その貧しい賤民は富める吏家に続くもので、両者の間に一般の民衆 $\parallel$ 庶民が存在したとは想定しがたい。それだけに、右の賤民は庶民ということになる。ところで、漢時代察舉などによって官人となるものは、少なくとも原則的にはもともと庶民であった。さらにいえば、官人 $\parallel$ 士と非官人 $\parallel$ 庶民との区別は、現に官界に官人としてあるか否かというのにならなくて、世襲的なものではなかった。通典<sup>卷一十六</sup> 選舉四雜議論上に、

（梁）武帝天監中、（沈）約又上疏曰、頃漢代本無士庶之別。自非仕宦、不至京師。罷公卿牧守、並還鄉里。小人瞻仰以成風俗。且黌校某布、伝経授受。皆學優而仕。始自鄉邑、本於小吏、幹佐乃至文字功曹。積以歲月、乃得察舉。人才秀異、始為公府所辟。遷為牧守、入作台司。漢之得人、於斯為盛。（下略）

とある。この際の士庶は世襲的な、自動的に官途に就くべき士人と官界に終始縁のない庶民といった意味である。この上疏は後世のものであるが、漢時代の大勢として官人が庶民を母胎として出ていたことを示しているときれよう。また、通典<sup>卷一十八</sup> 選舉六雜議論下に、  
礼部員外郎沈既濟論曰、……天下無生而貴者。則雖儲貳之尊、与士伍同。故漢王良以大司徒位、免瘠蘭陵。後光武巡幸、始復其子孫邑中徭役。丞相之子、不得蠲戶課。而近代以來九品之家、皆不征。（下略）

とある。後漢書卷二十七王良伝によると、王良は病を以て大司徒をやめ郷里に帰ったのであって免官されたのではない。この記事は漢時代、世襲の特権的な官人の家系がなかったのを側面から証するところがある。こうした点からいうと、右の富人・吏家、賤民・貧人という区別を漢時代にひきあてるのは否定すべきことになる。しかし、それはあくまでも基本原則、建て前であって現実には景帝の詔に窺われるように、そうした区別があったとされよう。なお、秦末果して制度的に富者だけが官人になりえ、貧者は官人になりえないということがあったのかどうか疑問である。それだけに右の晁錯伝の記事はあるいは官人として爵をもつものは富み、非官民の庶民として爵をもたぬものは貧しい、といった形で理解すべきものなのかも知れない。しかし、何れにしてもいま見ている賤民が奴婢なりそれに類する（庶民より下の）ものであったとは考えられない。（補①）

右の賤民の賤は「いやしい」という意味で、具体的にはその「いやしい」ものが官人でない庶民を指しているわけである。ところで、南朝にあっても時に「いやしい」庶民を意味する用法がある。いまその一端をとりあげてみよう。宋書<sup>卷九十四</sup> 恩倖伝の「序」に、  
九品官人法下、次第に家格中心の動きが強まったことを述べ、

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

(前略) 劉毅所云、下品無高門、上品無賤族者也。歲月遷譌、斯風漸篤、凡厥衣冠莫非二品。自此以還、遂成卑庶。周漢之道、以智役愚。台隸參差、用成等級。魏晉以來、以貴役賤。士庶之科、較然有弁。(下略)

とある。右の上品は郷品二品以上、下品は郷品二品以下を指す。また、その貴<sub>1</sub>士と賤<sub>2</sub>庶とは相連続しかつ相反する内容をもつものであるが、前者は郷品上品の甲族を貴とし、後者は郷品下品の次門、後門を賤とするものである。ここで晋書<sup>卷五十五</sup>劉毅伝を見ると、「下品無高門、上品無賤族者也。」が、「上品無寒門、下品無勢族。」となっている。両者は全く同じ内容とすべきであるが、そうすると下品は寒門ということになる。この際恐らく(純然たる)庶民としての三五門はそれに含まれないであろうが、何れにしても奴婢が(独立の家をもち)寒門とされるといったことは考えられない。それだけにこの賤は奴婢を含まないことになる③。右の貴、賤の用法は南朝にあつてはやや異常なものであるが、それにしてもそこでいう庶(民)を賤としているのは明らかである。

また、論語里仁第四に、

子曰、富与貴、是人之所以欲也。不以其道得之、不处也。貧与賤、是人之所以惡也。不以其道得之、不去也。(下略)

とあるが、ここでは富と貧、貴と賤とはそれぞれ相對するものとされている。その梁の皇侃の疏に、

富者財多。貴者位高。位高則為他所崇。財多為他所愛。夫人生則莫不貪欲此二事。故云、是人所以欲也。然二途雖是人所貪欲、要當取之以道。則為可居。若不用道理而得、則不可处也。乏財曰貧、無位曰賤。賤則為人所欺陵。貧則身困凍餒。此二事者為人所憎惡。故云是人所惡也。若依道理、則有道者宜富貴、無道者宜貧賤。則是理之常道也。今若有道而身反貧賤、此是不以其道而得也。(下略)

とある。この疏では貴者は位が高く賤者は位が無いとしている。後者は具体的には(純然たる)庶民を指すとすべきである。それを頭において考えると、富者は財が多く、貧者は財に乏しいとする際、その中間のものの存在を想定すべきである。恐らく論語の富貴と貧賤とは連続するものであり、それだけに右のような疏の理解は論語の説くところとズレのあるものであろう。蓋し、疏では南朝において貴(者)が通常位の高いものを指しているのに引きつけられて右のような理解を示したのであろう。この際、貴と富、賤と貧とは自ら相応する。こうした貴賤の理解はさきの宋書恩倖伝の「序」の貴賤の用法とは異っているが、それにしてもこの賤が(恩倖伝の「序」の庶とはその内容を異にするけれども)庶(民)を指しているのは明らかであろう。なお、梁時代にひきあてていった際、右の富貴・貧賤の間にあるものとして、(梁の天監の改革以前でいえば)郷品六・九品の後門層が一応それに該当しよう④。

また、梁書卷一 江淹伝に、

宋建平王景素好士。淹隨景素在南兖州。広陵令郭彥文得罪。辞連、繫淹州獄。淹獄中上書曰、…下官本蓬戸桑椹之民、布衣韋帶之士。…竊慕大王之義、為門下之賓。備鳴盜淺術之余、予三五賤使之末。

とある。江淹は決して庶民（三五門）ではなく、（郷品三一五品をもつ）次門出身である。しかし、獄中からの上書ということもあつたからであろうが、あえて「予三五賤使之末」といつている。この三五は必ずや三五門（たる庶民）のことであろうが、それだけにその賤使は三五門（たる庶民）としての賤使を意味しよう。またそうしたことは一般的な形として三五門（たる庶民）が賤使される、という理解のあつたのを察せしめるところがあろう。

第二に、漢時代の謙辞としての賤民であるが、謙辞としての賤臣という用法はすでに戦国時代に存在している。いまその若干をあげてみよう。管子大臣第十八に、

（前略）鮑叔曰、先人有言。曰、知子莫若父、知臣莫若君。今君知臣不肖也。是以使賤臣傳小白也。賤臣知棄矣。とあり、韓非子存韓第二に、韓非の上奏文をのせているが、そのなかに、

今賤臣之進愚計、使人使刑、重幣用事之臣、明趙之所以欺秦者、与魏質以安其心、從韓而伐趙、趙雖与者為一、不足患也。とあり、また、李斯の韓王への上書をのせているが、そのなかに、

（前略）斯之來使、以奉秦王之歡心、願效便計。（然ルニカカル処置ヲサルルハ）豈陛下所以逆賤臣者邪。とある。また、韓非子問田第四十二に、

韓子曰、臣明先生之言矣。…然所以廢先生之教、而行賤臣之所取者、竊以為立法術、設度数、所以利民萌、便衆庶之道也。とある。こうした場合の賤臣は庶民より下のものではありえない。それは（官人たる）臣の謙称である。また、戦国策趙孝成王に、

左師公曰、老臣賤息舒祺最少不肖。而臣衰、竊愛憐之。（下略）とあるが、この賤息の賤も（己の）息の謙称である。

さて、好並氏は史記<sup>卷九</sup>酈生・陸賈列伝に現われた賤民称呼について検討を加え、その該当部分が、  
初沛公引兵過陳留。酈生踵軍門上謁曰、高陽賤民酈食其、窃聞沛公暴露。

とあるが、この個処は古采問題のあるところである。しかし、原本に近いとみなしうる古鈔本を参照した際、

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

一、武帝頃までに異った伝記をもつ酈食其について司馬遷は信憑しえる両伝を、列伝を同じうして、別の個処にそれぞれおいたこと。

二、そのなかで酈食其は自らを「賤民」と呼称したこと。

の二点が確められる、としておられる。いままで見てきたところをあわせ考えると、この賤民は民としての自己の謙辞として大過なからう。

ところで、好並氏はこの賤民と晁錯伝の賤民とを同質のものとして論をたてておられる。しかし、両者は「いやしい」つまり官人でない」という一般的な意味で基底を同じくするところがあるにしても、現実には別の性格・機能をもっているとされよう。それだけに両者は別けて理解すべきものと思われる。

第三に、やや特殊な用法として、長官のもとにあつて働く庶民を賤民とするものについてであるが、金石録卷十七漢藝長蔡湛頌に、  
隸積五卷藝長蔡湛頌に見えるものについて、

右漢故臺君頌。云、君諱湛。字子德。河内修武人也。又云、举孝廉、辞讓。応司徒府。除弘川長。復郡（辟？）太尉。熹平四年六月詔書。

其下断欠。似是敘述遷臺長、及在官政績。又云、三年遷高邑令。吏民追思。于是故吏粟尹等相与入会立碑、起頌刊斯石。 (下略)

とあつて、臺長蔡湛のため碑が建てられたのを記している。金石録にはその碑陰について、

右蔡湛碑陰、載出錢人名。其故吏賤民議民故三老故処于義民。其称故吏義民之類、他漢碑多有之。唯議民賤民、独見於此碑。然莫詳其義。

とある。ここに賤民が見える。これについてはつぎのように考えたい。君主、長官、家長などに対し、その部下、家人が賤とされることがある。さきに管子大匡、韓非子存韓の賤民などを引いてそれが臣の謙辞であったが、そのことは（貴なる）君に対して臣が賤として理解されえる場合のあるのを示唆している。また、戦国策趙孝成王に老臣賤息とあるのを引いたが、それは老臣の謙辞であると同時に（貴なる）君に対して自らの子が賤として理解されえる場合のあることを示唆している。ところで、儀礼十相見礼第三に、かつてその臣であつた士が見える場合について述べているが、そのなかに、

賓客曰、某也夫子之賤私、不足以賤私、敢固辞。

とある。この賓客はかつて臣であった士のことである。この鄭玄の注に、「家臣、称私。」とあるが、この賤私は君の臣がすべて賤私一賤として把握されるべきを察せしめる。また、漢書卷二十七五行志中之上に、

ここで議民について考えてみよう。議郎について、後漢書卷四和帝紀永元七年の条の注に、

十三州志曰、議郎郎官皆秦官也。冗無所掌。秩六百石或四百石。

とあるが、一方、後漢書卷七桓帝紀建和元年四月の条に、

(桓帝)命列侯・・・議郎郎官、各上封事、指陳得失。

とあり、後漢書卷八靈帝紀光和三年六月の条に、

詔、拳能通尚書毛詩左氏穀梁春秋各一人、除議郎。

とあり、後漢書卷四十三朱穆伝に、

(朱穆曰、)議郎大夫之位。本以式序儒術高行之士。今多非其人。

とあって、本来儒学を学んだ高行の士がこれに任せられるべきであったのが察せられる。議郎は中央官界にあるものであるが、郡に恐らくはそれに準じたものとして議生がいた。後漢書卷四十五袁閔伝に、袁秘について、

秘為郡門下議生。黃巾起、秘從太守趙謙擊之。軍敗。秘与功曹封觀等七人、以身扞刃、皆死於陳。謙以得免。詔、秘等門閭、号

曰七賢。

とあり、その注に、

謝承書曰、秘、字永寧。封觀与主簿陳端門下督范仲礼賊曹劉偉德主記史丁子嗣記室史張仲然議生袁秘等七人、擢刃突陳、与戰並

死也。

とあるが、ここに議生が見える。隸釈、靈台碑陰に、

(前略) 具全管君即請署門下議生都市掾。官未可測矣。

とあるが、この議生は具議生であろう。こうした議生は官人である。ところで、漢書卷四十九爰盎伝に、

盎雖居家、景帝時時使人問籌策。梁王欲求為嗣。盎進說、其後語塞。梁王以此怨盎、使人刺盎。

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

とあるが、のち梁王は盎を殺している。漢書<sup>卷三十七</sup>田叔伝に、右の爰盎について、

梁孝王使人殺漢議臣爰盎。

とあるが、この際の議臣は天子がともに事を議する臣といった意味で、官人ではなからう。以上見てきたことをあわせ考えると、県の議民は恐らく儒学に達した高行の県民（たる社会的実態としての士）で、県令の諮問に答えるものであるが、本来正規の官人ではない、といったことが推定されよう。三老、処士については改めて述べるまでもあるまい。

さて、右の故吏から義民に至る順序は、漢書<sup>卷一</sup>高帝紀上三年二月の条に、

举民年五十以上有脩行能師衆為善、置為三老。郷一人。挾郷三老一人為県三老、与県丞丞尉、以事相教、復勿繇戍。

とある。この繇戍は徭役は徭役中最も苦しい戍辺の徭役のことである。漢時代官人の近親の徭役免除の場合これだけが残されている⑤が、そのことを考えると、これを免するということは他の徭役をすべて免じたのを自ら意味しているとしてよからう。ただし、後漢時代三老は百石の官人となっている。熹平は後漢の年号である。それだけに、少なくとも熹平のころ右の賤民、議民ともにやや特殊な庶民在官的性格をもつ官人であり、それだけに自動的に徭役を免除されていたと考えられる。また、華陽國志<sup>巴志</sup>に、

（前略）益州計曹掾程苞对曰、板楯七姓以射白虎為業。立功先漢。本為義民。復除徭役。但出寶錢、口歲四十。（下略）

とあるが、義民も亦徭役を免除されていたと考えられる。蓋しこうした徭役免除は処士に及んだことであろう。このように見てくると、いま問題としている賤民は、莫令王蔡湛の部下の吏（蔡湛がその任を離れると、その部下の吏はすべて故吏となる）とならぶべきもので、その部下であった民（一般庶民から出た庶人在官のもの）のことであると断じて大過あるまい。何れにしても官奴婢のこととは想定しがたい。要するに、右は「君一部下の吏一民」のヒエラルキーにおける君と民との関係において特定の民が賤民と称された場合である。なお、さきの鄙生の賤民は上長のものに対し、（官人でないという意味で）民の身分にあるものを用いた謙辞として大過なからうが、そうすると両者には庶民についていうという基本線において相通するところがあるろう。以上見てきたところに窺われるように、賤民の賤は奴婢と直接的関連性をもっていない。

## 第二節 漢時代の賤人

本節は漢時代の賤民と賤人との区別をとりあげる。

賤民と賤人が同一内容のものであるか否かという点は、旧来学界でも問題とされていた。好並隆司氏はそれをつぎのように整理しておられる。

玉井是博氏は「賤民とは何か」と問い、「唐律及び疏義に於ては良又は良人に対して賤又は賤人と言ひ、良民又は賤民と言へる例はない。唐律疏義は……（避諱によつて）……良民又は賤民の語のないのは当然のことである。しかし宋刑統でも依然として、良人・賤人と言ひ、明律集解でも同様であるから、良人・賤人は必ずしも太宗の諱を避けたものとは考えられない故に、正しくは賤人制度といふべき所であるが、今は一般の用例に従つておく」と答えている。これをうけて、浜口重国氏は「玉井教授が言われたように、賤人と賤民は同義であるが、これを歴史的にみた場合、もと賤民と称して、後、太宗の名を避けるため賤人に変えたのか、それとも以前から賤人と呼んでおり、それが偶然、避諱の主旨に合致したのか、この点を史料に示して判断するのは容易ならざる仕事となる。そこで私は……玉井教授に倣ひ、殆どみな賤民といい、賤民制度といつてきたのである。しかし、……唐法の中でも特に開元法のそれであるから……唐人の呼称に従つて専ら、賤人の語を使用すると共に、本書の題名も賤人と記して賤民とは記さないことにした」と言っている。

私見を端的に述べると、漢時代の賤人と賤民とは別のもので、その賤人は奴婢を指し、賤民はすでに第一節で見たように庶民（の一部）を指すと考えられる。こうした際の賤は要するにひくいもの、いやしいものの意味であるが、それが人と民とについて異つた意味をもつということについてはつぎのようなことが考えられる。

漢時代庶民と庶人とが同一内容をもつものとして使用されることもあつた。例えば、漢書<sup>卷六</sup>武帝紀元封三年の条に、「楼船將軍楊僕必失亡多、免爲庶民。」とあるのが、史記<sup>卷一百一十五</sup>朝鮮伝では、「（前略）当誅、贖爲庶人。」とあつて、史記と同じである。（楊僕は誅されるべきであつたが、贖つて庶人となつた。武帝紀はそれを楼船將軍の官を免ぜられて庶人となつたとしてるのであるが、こうした記述は贖つてのちのことについて述べているとされよう。）また、漢書<sup>卷九十九</sup>王莽伝中に、「坐弄買田宅奴婢鑄錢、自諸侯卿大夫至干庶民、抵罪者不可称数。」とあり、同様のことを漢書<sup>卷一百一十四</sup>食貨志下には、「坐弄買田宅奴婢鑄錢抵罪者、自公卿大夫至庶人、不可称数。」としている。ちなみに、魏書<sup>卷一百一十一</sup>刑罰志に、

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

(魏) 明帝改士民罰金之坐。

とあるが、晉書卷三 刑法志には、それを

魏明帝改士庶罰金之令。

と記している。また、魏志卷四 高貴鄉公紀甘露五年五月の条に、

皇太后令曰、……昔漢昌邑王以罪廢為庶人。此兒亦宜以民〇〇禮葬之。

とあるのを、晉書卷二 文帝紀には、

太后令曰、昔漢昌邑王以罪廢為庶人。此兒亦宜以庶人〇〇〇〇禮葬之。

と記している。しかし、こうした庶民と庶人との一致はいわば現象的転用的なものであって、基本的には民と人として本質的な違いがある。つまり、序言でふれたように、民は君主が直接把握し、その権勢の基盤となるものであるが、天子の庶民（もろもろの民）についてもそれを想定すべきである。それだけに、天子の直接支配下でない私奴婢を賤民ということはありえない。一方、後漢書卷四十六 陳忠伝に、

忠上疏曰、臣聞之、孝繇始於愛親、終於哀戚。上自天子下至庶人、尊卑貴賤、其義一也。

とあるが、ここに見える陳忠の庶人の理解は庶民が君主の直接支配下にあるというわくにおいて考えるよりも、むしろ天子以下の身分上のヒエラルキーを示すという線において理解すべきである。この庶人は元来もろもろの人という意味であろうが、こうした人の語自体はそこに「条件」をつけければ身分上のヒエラルキーを示すものとなる。右の庶人もその一つであるが、庶人の下にある、官奴婢〓賤と天子の直接支配下でない私家の奴婢〓賤との両者を合して賤人といえる可能性もある。こうしたところに奴婢を指す賤人の語が存在した一背景があるのであろう。

なお、奴婢の源流についてであるが、周礼司寇刑官之職司厲に、

其奴、男子入于罪隸、女子入于春槩。

とあるが、その鄭玄の注に、

鄭司農云、謂坐去為盜賊而為奴者、輸於罪隸春人槩人之官也。由是觀之、今之為奴婢、古之罪人也。(下略)

とある。これは奴婢の源流を昔の罪人におくものである。こうした奴婢の理解は漢六朝においてほぼ一般的であったといえようが、

ここで塩鉄論周秦第五十七を見ると、

御史曰、春秋罪人無名号。謂之云盜。所以賤刑人而絶之入倫也。

とある。これは刑人を人倫から絶つもの、つまり一般の人間と認めないものである。そうした立場からすれば「刑人→奴婢」は単なる生物学的なヒトという面を強くもつことになる。

ところで、漢書卷九十六上上 鬲賢国伝に、鬲賢国が使を遣して罪を謝し、漢が使者を遣してそのものを報送しようとしたときのことして、

杜欽説大將軍王鳳曰、……今悔過而來。而無親屬貴人奉獻者。皆行賈賤人、欲通貨市買、以獻為名。……今遣使者、承至尊之命、送蛮夷之賈。勞吏士之衆、涉危難之路。罷弊所恃、以事無用。非長久計也。

とある。この吏士は官人を意味する。好並氏はこの記事によつて漢時代奴婢を指す賤人の名称が商人についても用いられたのがわかる、としておられる。しかし、第四章で述べるように、漢時代商人は広義の庶民である。それだけにこの賤人は一般庶民より下のものを指しているとはなしたがたい。この賤人については、庶民の意味で庶人の語が用いられているように、賤民の意味で賤人の語が用いられているとして大過なからう⑥。

### 第三節 秦漢時代の士伍

漢時代の身分秩序を論ずる際、通常士伍が何らかの形でとりあげられているが、それにもかかわらず、その意味、内容は必ずしも明かでない。諸家の解釈で一致しているのは、それが、かつて爵をもっていたが罪により奪爵されたものを指す、という点だけであろう。本節はいままでの考察結果をふまえて秦漢時代の士伍をとりあげる⑦。

まず、秦時代の士伍についてであるが、それをとりあげるまえに、韓非子定法第四十三を見てみよう。そこには、

(前略) 対曰、……商君之法曰、斬一首者爵一級、欲為官者為五十石之官。斬二首者爵二級、欲為官者百石之官。官爵之遷与斬首之功相称也。

とある。これは守屋美都雄氏が論ぜられた⑧ように、斬首の功のあった人は一律に爵を賜つて就官資格をえ、その有爵者が就官するときはその爵の上下に比例して適当な官が与えられることになっていたのであると考えられる。(ここでは官人が必ずしも民

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

治に秀でていないという欠点が生ずる。) こうしたことを知った上で漢旧儀に、

秦制、二十爵、男子賜爵一級以上、有罪以減、年五十六免。無爵爲士伍、年六十乃免老。有罪各戾其刑。

とあるのを見てみよう。これは(兵農一致体制をふまえて)(始めて)授爵対象となりえる年齢以上の男子つまり軍人となりえる年齢以上の男子について、爵一級以上をもつもの場合とそうした爵をもたず士伍に入っている場合とで、有罪の際の処置に違うところがあるのを示している。「老」の字は衍であらう。)この士伍は授爵対象となりえる年齢以上の男子であって、しかも無爵のため非官人庶としての身分にあるものであるから、それらが軍人(戰士)となっているのは徭役としてであるということになる。ところで、本来軍人には当然有爵者も入っている。しかし、この士伍についてはそうしたことを想定しがたい。すなわち、商君書境内第十九に、

其有爵者、乞無爵者、以爲庶子。級乙一人。其無役事也、其庶子役其大夫、月六日。其役事也、隨而養之。……其戰也、五人束簿爲伍。一人死而剄其四人。人能得一首、則優。……能得甲首一者、賞爵一級、益田一頃、益宅五畝、庶子一人。乃得入兵官之吏。

とあるが、これによると有爵者は戦陣に無爵の庶子を随行させえる。そうした地位にあるだけに有爵者自らが無爵者に混って五人で編成する伍に組み入れられているとは考えがたい。つまり、それらは戦陣に軍人として出た際にあっても一般軍人とは自ら異なるものであつて少なくとも屯長(五人の伍の長)以上の指揮官となつたとすべきである。境内篇に記しているところが完全に秦制として実行されたのかどうかはわからないが、少なくとも基本線において秦制と合致するとして大過なからう。そうすると士伍は無爵のものが(軍)士として戦陣に臨み五人の伍を編成するところに出たものであるとされよう。なお、守屋氏は、商鞅の爵制について、第一級の公士から第四級の不更までを士、第五級の大夫から第九級の五大夫までを大夫、第十級の客卿から第十七郷の大良造までを卿としておられる。その爵制が士、大夫、卿のヒエラルキーと対応しているのは注目すべきである⑨。そこでは無爵者は自ら庶となる。この爵制のはらち変化して行つたと思われるが、それにしてもいまとりあげている士が、秦において(卿)大夫士庶のヒエラルキーにあてはめると庶になることに変わりはなからう。

かくて、漢旧儀に見える「無爵爲士伍」以下は、無爵で士伍身分にあるものは、罪があれば(有爵者の場合のように)爵をひきあてにそれを減ずるといったことはなく、その刑を尽させる。ただし六十歳になるとその刑を免ずる、といった意味とならう。

つぎに漢時代の十伍についてであるが、漢書<sup>卷五</sup>景帝紀元年七月の条に、

詔曰、吏受所監臨、以飲食、免、重。受財物、賤買貴売、論輕。廷尉丞相更議、著令。廷尉信謹与丞相議曰、吏及諸有秩、受其官屬所監所治所行所將、其与飲食、計償費、勿論。它物若買故賤売故貴、皆坐臧為盜、没入隸官。吏遷徙免罷。受其故官屬所將監治送財物、奪爵為十伍、免之。無爵罰金二斤。令没人所受。有能捕告、異其所受。

とあるのがあげられる。廷尉と丞相との合議（以下、「合議」という）の記事を理解するにあたっては若干の補足や記事の一部移動などを必要とする。つまり、「吏及諸有秩、受其官屬所監所治所行所將」の下には、「送財物」を補うべく、「其与飲食、計償費、勿論。」は、「吏遷徙免罷。」のあとに移しておくべきである。また、「它物」の上には何らかの文字があったのであろうし、「吏遷徙免罷。」のあとには有秩の処罰のことが記されていたのであろう。

さて、史記<sup>卷一百一十八</sup>淮南王伝の集解に、

如淳曰、律、有罪失官爵、称十伍也。

とあり、また、史記<sup>卷五</sup>秦紀昭襄王五十年十月の条の集解に、

如淳曰、有爵而以罪奪爵、皆称十伍。

とある。この前者は罪があつて官爵を失つたものを十伍というとし、後者は罪があつて爵を失つたのを十伍と称するとしている。両者は一致しない。ところで、「合議」に「奪爵為十伍、免之。」とあつて有爵の官人について（罪があるため）爵を奪つて十伍とするというのと、官を免ずるのとを一応別に記している。この点をあわせ考えると、前者の「官」はこれを削るべきが予測されよう。

ところで、現実には免官と奪爵とは往々一体化した形で行われている。史記淮南王伝に、淮南王安の謀反に関する処罰の一つとして、  
膠西王臣端議曰、……国吏二百石以上及比者、宗室近幸臣、不在法中者、不能相教。皆当免官削爵為十伍、毋得宦為吏。（下略）  
とあるのはその一例である。しかし、まれに免官だけが行われることもある。ここで漢書<sup>卷七</sup>陳湯伝を見ると、射声校尉関内侯であった陳湯について、

湯坐免。

とあり、続いて、

後湯上書、言康居王侍子非王子也。按驗、実王子也。湯卜獄当死。太中大夫谷永上疏訟湯曰、……見、関内侯陳湯……書奏。  
漢時代の賤民、賤人、十伍、商人

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

天子出湯、奪爵為士伍。

とある。これは官を免ぜられてからも依然関内侯の爵をもちえたことと、その爵を奪われたとき士伍となったことを示している。

ところで、第四節で述べるように、免官されると庶人となるが、その際奪爵されなければそのものは有爵者であるから現実には庶人ではない。つまり、そうした際免官によって庶人とされるといふのは実効のないことなのである。ここで漢書卷七丙吉伝を見ると、

吉薨。……子頭嗣。甘露中有罪。削爵為関内侯。官至衛尉太僕。

とあり、

(前略) 先是、頭為太僕十余年。与官属大為姦利千余万。司隸校尉昌案劾罪、至不道。奏請逮捕。上曰、故丞相吉有旧恩。朕不忍絶。免頭官、奪邑四百戸。後復以為城門校尉。頭卒。子昌嗣爵関内侯。

とある。さて、史記卷九十六張丞相伝には、右の丙頭について、

子頭嗣。後坐騎至廟不敬。有詔奪爵一級、失列侯。得食故園邑。頭為吏至太僕。坐官耗乱、身及子男有姦贓、免為庶人。

とある。その死亡時丙吉は博陽侯であり、その邑は千三百戸であったと考えられる。列侯の下が関内侯であるが、丙頭は関内侯とされたとき千三百戸の食邑はそのままであった。それだけに太僕の官を免ぜられ食邑四百戸を奪われたとき、その食邑は九百戸となっていたとすべきである。丙頭は免官されても関内侯であるから庶人ではない。それだけに右で免官について「免為庶人」としているが、それは単に免官を意味するに過ぎず、現実には丙頭が庶人とされたのを示しているとはいえなくなる①。

さて、すでに指摘されているように、無爵の士伍は居延漢簡に見え、敦煌の漢簡にもそれと思われるものがある②。居延漢簡に、「居延甲渠候官第七隊長士伍季宮(九〇八)」「昌邑国趙垣里士伍淳于龍年 四(二二八五)」「田卒淮陽郡長平 里士伍季進年 廿三(二〇四七)」「戍卒趙国邯鄲邑中陽里里士伍趙安逢年口十五(二四四九)」とあるのは前者の例である。また、それには

田卒昌邑国湖陵治昌里五十彭武年廿四(一七三四)

とある。また、敦煌漢簡に、

敦德歩広尉曲平望塞有秩候長敦德亭間田東武里五士王參秩庶士 [観堂集林]

とある。こうした「五士」は王莽が士伍を転倒改称したものと推定される③。さて、漢書卷一高惠高后文功臣表第四に、陽陵景侯

寛の項に、

元康四年、寛玄孫之孫長陵士伍景、詔復家。

とある。また、汾陰悼侯周昌の項に、

元康四年、昌曾孫沃侯國士伍明、詔復家。

とあり、その顔師古の注に、

師古曰、明旧有官爵。免為士伍、而屬沃侯之國也。

とある。この注で昌の曾孫明が沃侯國の士伍であるとしている点は従うべきである。右は士伍が本来徭役を負担すべきであったのを物語っている。そうすると、士伍は基本的な形でいえば徭役を負担するもので、前掲の漢簡の士伍はその一つとしての戍辺の役(軍役)に出ているものとされよう。こうした無爵の士伍はのちに述べるように無爵の庶民のことである。

ちなみに、居延漢簡を見ると、田卒については、例えば、

田卒淮陽郡長平業陽里公士□尊廿七 (二六二)

田卒大河郡平富西里公士昭卒年卅九 (二五八八)

とあり、戍卒については、例えば、

戍卒梁国己氏頭陽里公乘衛路年卅 (三六五)

戍卒淮陽郡古中都里公士薛寬年廿七 (四三九)

とあるように有爵者がいる。一方、田卒、戍卒にあっても、

田卒大河郡瓊丘襄成里王勝年卅八 (一八九六)

田卒汝南郡平輿百禄里黃何人三 (二九四一)

戍卒洛陽郡定陶故里賣広年廿五 (二二〇四)

戍卒昌邑国西郁西十里朱広徳 (二二三〇)

とあるように、無爵と思われるものもある。漢時代徭役に服する庶民にはいわゆる民爵をもつものがある。そのほかに無爵の庶民としての士伍がいるわけであるが、右に有爵者と無爵者とがいるのはこうした両者が現われているものと解される。

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

なお、居延漢簡には、

施刑士左馮翊帶羽掖落里王□□ (一七三五)

が見える。後漢書卷一下光武帝紀建武十二年の条に、

遣驃騎大將軍杜茂、將衆郡施刑、屯北辺、築亭候、修烽燧。

とあり、その李賢注に、

施、讀曰弛。解也。前書音義曰、謂有赦令、去鈇鉞積衣。謂之弛刑。

とあるが、この施刑士は要するにその時点における処罰と関連する一種の身分を示すものである。受刑者を北辺に置いたことは周知の通りであるが、右は庶民とはいいい難く、士伍に列しているともなしいであらう。

さて、敦煌漢簡にはさきに見たように有秩候長の士伍がおり、「秩庶士」とある。これは官人なり官人的性格なりをもつものとすべきである。いまそれについて考えてみよう。景帝紀において吏と有秩とが区別されているが、これはその限りにおいて有秩が吏(官人)でなく庶人在官なるべきを察せしめるに足る。思うに、庶人在官たるものは、官人的性格をもつと同時に本質的には庶人的性格をもっている。前者は問題とする時点の政治的身分を重視したところに始めて理解されるものであり、後者はその本源的な社会身分を重視したところに始めて理解されるものである。景帝紀の「合官議」は前者としての有秩をとりあげたものである。ところで、漢書卷九中王莽伝中に、

更名秩、百石曰庶士、三百石曰下士、四百石曰中士。(下略)

とある。これは王莽が百石を庶人在官と考えていたのを物語っていたとして大過あるまい。王莽のとき有秩の士伍王參の秩がこうした庶士のものであるというだけに、漢簡の有秩はいわば後者の性格を強くもつことを示している、として差支えなからう。しかし後者の有秩であっても、やはりそれなりに官人的性格があり、それだけにそれらも亦その官人的性格の剝奪、奪爵の対象となつたとすべきであらう。ところで、居延漢簡には九五・一、九七九その他に士吏が見える。それについては、

甲渠士吏孫根自言、去歲官調根爲卒責故甲渠施刑末後負驪望卒徐樂錢五百後卒至 (九一〇)とあり、

右庶士 吏候長十三人 祿用帛十八匹二尺一半寸 並万四千四百四十三 (一一四九)

とある。これらは士吏かもと卒であったことを示し、また庶人在官として庶士と候長とが禄を受けるのと同様、庶人在官として士吏が禄を受けるべきを察せしめる。蓋しこの士吏はもとと士伍として（田卒、戍卒などと同質の）卒に組み入れられたものが、のち庶人在官となったもので、そうした意味でさきに見た有秩の士伍と同質であるとされるであろう。

ところで、第四節で述べるように、免官されて庶民となった際、禁錮（官人となれないこと）をともなう。それだけに、官人が免官と同時に奪爵されて士伍となった際、現実には官人たるべき資格をもたず、そうした意味で一般庶民とはなしたがたい。一方、さきに漢簡について見たように、士伍で庶民在官となりえるものがある。これは一般庶民で禁錮されていないものとすべきである。こうした点の統一的理解についてであるが、奪爵され士伍となることだけについていうと、士伍となった時点でその処罰が終了し、以後士伍という形の一般庶民となる。そこには士伍の庶民在官ということも自ら生ずる。といったことが考えられないわけではないが、官人の免官奪爵の場合、免官が禁錮をともなうだけに、奪爵によって士伍となつてはいるものの、そのものの身分は現実には（庶民であるけれども）一般庶民とは違ったものとなってくる。このことをあわせてみると、士伍が一般庶民としての身分をえる（つまり、官人たるべき資格をえる）のは大赦などによってであると考えられる。といったことが想定されよう。

ここで漢書卷五十八公孫弘伝を見てみよう。同伝には公孫弘について、

菑川薛人也。少時為獄吏。有罪免。家貧收豕海上。年四十余乃学春秋雜說。武帝初即位、招賢良文学士。是時弘年六十。以賢良徵、為博士。使匈奴、還報。不合意。上怒、以為不能。弘乃移病、免。元光五年、復徵賢良文学。菑川國復推上弘。弘謝曰、前已嘗西用。不能、罷。願更選國人。固推弘。弘至太常。上、策。

とある。公孫弘はついに官途に就き御史大夫に至っている。同伝にはさらに、

元朔中代薛沚為丞相。先是漢常以列侯為丞相。唯弘無爵。上於是下詔曰、……其以高成之平律郷戸六百五十、封丞相弘為平津侯。其後以為故事。至丞相封、自弘始也。

とある。元光五年（西紀前一三〇年）から、公孫弘が丞相に任ぜられた元朔五年（西紀前一二四年）までは僅か六年である。彼は元光五年七十一歳であった。彼は六十歳で博士となったとあるが、博士となったのは武帝の建元元年（西紀前一四〇年）のことであろうから、六十歳というのは概数で事実は六十一歳のときのことと考えられる。この年から元朔五年までの間いわゆる吏爵が官人に授けられたことはないと考えられる<sup>④</sup>。ところで、公孫弘伝の「無爵」は（民爵を含め）全く爵が無かったのを示しているとすべきで

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

あろうが、彼が爵を奪われたことを示す史料は見当らない。しかし、(一)彼の身分が庶民であれば建元元年までに数回民爵を授けられている筈であるが、それにもかかわらず爵をもっていないこと、(二)あとで述べるように、官を免ぜられることは禁錮をともなうが、免官の際(そのものが爵をもっておれば)通常その爵を奪って士伍としたこと、(三)建元元年に彼と同じく賢良に挙げられたのは百を以て数えるほどであったが、そのなかの敵助は擢って中大夫(比千石)とされており、彼の就いた博士は比六百石である。また、他に賢良に挙げられてその結果就いた官を見ると、疏広の太子家令(八百石)、貢禹の河南令、魏相の茂陵令、蕭由の定陶令(泉令は千石と六百石)、朱邑の大司農丞(千石)などがある。(六百石以上は吏爵授与の対象となる。)賢良はつとにエリートコースを歩むものと予定されていたとして差支えなからうが、そうしたものが庶民から選ばれるにしても、その時点において庶民という身分上に欠陥があるとは考えがたいこと、これらをあわせ見ると、彼は最初官を免ぜられ禁錮されたとき、同時に爵を奪われて士伍とされた。のち(禁錮を解かれ)賢良に挙げられた。そののち(賢良に挙げられた結果就いた)博士を免ぜられ禁錮された。(そのとき爵をもっておればそれを奪われて士伍とされた。)元光五年(禁錮を解かれているものとして)再び賢良に挙げられたとき、無爵の庶民であった。以後丞相となるまで、吏爵を授けられる機会がないままに無爵の状態が続いていた、ということが想定されよう。(爵を奪われてのち一定期間賜爵の対象となりえなかつたのかどうかということは興味ある点であるが、定かでない。)

なお、秦の場合、軍功(、入粟)によって始めて授爵されるのであるから、いわば一般的なこととして、一定年齢以上の無爵の庶民(たる男子)が多数いたと考えられる。秦の士伍はこうした無爵の庶の称呼である。一方、漢の場合、一定年齢以上のすべての庶の男子が原則として民爵授与の対象となるのであるから、一定年齢以上の無爵の庶の男子がいるのは(そのものが一定年齢になって以後授爵がなかつた場合を除き)、正常ではない。漢の士伍は無爵の庶の男子を指すが、これはそうした観点からみるべきである。その際、無爵の庶の男子を士伍とすることは、かつて秦時代そうしたことがあったのが、秦漢の爵制の変化を超えて、そのまま残ったものと解される。さらにいうと、秦の士伍は兵農一致をふまえたもので、その士は(無爵の庶の)軍人という意味するとすべきである。漢にあっても兵農一致は原則的に存在し、軍人を士ということも亦存在しているが、その士伍の士にはもはや軍人という意味はなくなっている。つまり、そこにはかつての「無爵の庶の男子を士伍とする」といった面だけが、他と切り離されて存在しているとすべきである。なお、魏時代に入るともはや兵農一致は崩れている。そこに存在する士家は特殊な身分をもつ軍人(の家)であるが、そこにはかつての「士が軍人を意味する」といった面だけが他と切り離されて存在しているとすべきである。(のちこうした士家とい

う名称は兵戸という名称にとって代られる。」

ちなみに、「合議」の「奪爵爲士伍、免之。」の顔師古の注に、

李奇曰、有爵者奪之、使爲士伍、有位者免官也。師古曰、此說非也。謂奪其爵、令爲士伍、又免官職。即今律所謂除名也。謂之  
士伍者、言從士卒之伍也。

とある。顔師古は有爵の官人について爵を奪って士伍（つまり士卒の伍）とし、かつその官職を免するのを唐時代の除名にあたるとしているわけである。その除名の理解は姑くおくが、右の士伍についての理解は止鵠を射たものとされよう。また、卷六 晉書卷六 劉隗伝に、丞相行參軍であつた未挺について、

（前略）正刑棄市。遇赦免。既而奮武將軍阮抗請爲長史。（下略）

とある。これは六朝のものであるが、赦にあつたと（通常）免官等により生じた身分上の欠陥が消除されたのを察せしめる。漢時代にあつても必ずや同様のことがあつたのであろう。

#### 第四節 漢時代の禁錮と商人

漢時代の禁錮についてはつとに鎌田重雄氏の論考がある<sup>10</sup>。同氏はそのなかで官吏（官人）が禁錮されるとは庶人より下の身分におとされることであり、従つてそれは商人と同列視されることになる、とされている。しかしその禁錮は庶人≠庶民の身分にする。同時に（一般の庶民とは違つて）将来官人たりえないとするものであつて、庶人より下の身分とするものではなかつたと考えられる。また、漢時代の商人は庶民であるが禁錮されたものとして一般の庶民とは違つた処遇をされていたものである。本節はそうした点をとりあげる。

漢書卷八 匡衡伝に、丞相匡衡について、

免爲庶人、終於家。

とあり、漢書卷八 孔光伝に、

上曰、……其免（傳）嘉爲庶人、歸故郷。

とあり、漢書卷八 薛宣伝に、

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

宣坐免為庶人、婦故郡、卒於家。

とある。これらは免官という処罰が免せられて庶人と為るということと同一内容であることを察せしめる。

なお、漢書<sup>卷七</sup>十八蕭望之伝に、元帝のときのこととして、

(前略) 於是制詔、……及(光祿大夫周)堪・(宗正劉)更生、皆免為庶人。(下略)

とあり、漢書<sup>卷八</sup>十八周堪伝には、右の周堪について、

及元帝即位、堪為光祿大夫、与蕭望之、並領尚書事。為石頭所譖、皆免官。

とあるが、この両記事からも右と同様のことが理解される。

ところで、漢書<sup>卷九</sup>十三石頭伝には、

初元中、前將軍蕭望之及光祿大夫周堪宗正劉更生、皆給事中。……繇是大与(石頭)忤。後皆害焉。望之自殺。堪更生廢錮不得

進用。語在望之伝。

とあって、免官＝免為庶人という処罰が廢錮とも表現されているのがわかる。また、漢書<sup>卷四</sup>十五息夫躬伝に、

(前略) 躬同族親屬素所厚者、免廢錮。

とある。この免は免官のことである。この免廢錮の顔師古の注に、

師古曰、終身不得仕。

とあるが、(それが常に終身であるかどうかは別として、)廢錮は要するに免官の処置として、廢して禁錮し仕えることができないようにすることである。また、漢書<sup>卷九</sup>十二樓護伝に、成都侯商が大司馬衛將軍であったとき、その主簿を恨んだ次第を述べ、さらに、

(商) 以て職事、去主簿、終身廢錮。

とあり、後漢書<sup>卷七</sup>十九下何休伝に、何休について、

太傅陳蕃辟之、与參政事。蕃敗、休坐廢錮。……党蔡解、又辟司徒。

とあるが、こうした廢錮についても右と同様のことを想定すべきである。なお、漢書<sup>卷七</sup>十四陳湯伝に、

制曰、……其免湯為庶人、徙辺。

とあるが、官を免じて庶人とし禁錮した際、辺地に徙した場合がある。ちなみに、漢書<sup>卷二</sup>十四彭越伝に、梁王彭越について、

上赦以為庶人、徙蜀青衣。

とあり、漢書卷四十七代孝王參伝に、

(前略) (王) 年坐廢為庶人、徙房陵。与湯沐邑百戶。

とあるが、これは王を廢して庶人とする際、辺地に徙した事例である。しかし、これはいまとりあげている官人の場合とやや性格を異にしよう。

なお、免官がその一環として禁錮をとまうことは六朝に入っても続いている。陳書卷二十九宗元伝に饒御史中丞宗元饒が合州刺史陳衷を劾奏した記事をのせている。そこに、

臣等參議、請依旨免衷所復除官、其底禁錮。及後選、左降本資。悉依免官之法。遂可其奏。

とある。ここに「悉依免官之法」とあるのに注目すると、これは免官が復除した官(かさね除したいくつかの官)を免じて禁錮し、将来(禁錮を解いて)再び官に任ずるにあたっては、本資を降す、という内容をもつものであつたとされよう。(右の廢錮という用法は六朝に入っても引続き使用されている。)

このように見てくると、免官はその被対象者を庶人の身分におとすと同時に、その一環として禁錮をとまない、それによってその庶人(庶民)の身分に制約を加え(一般庶民とは違って)官仕できないようにするものであることが理解されよう。この際、禁錮の対象とされたものは就官できぬという身分上の制約のある庶人であるのが明かとなる。

つぎに、商人の身分についてであるが、鎌田氏は、庶人とは刑徒でないもの、奴婢でないもの、商人でないものである。従つて庶人は主として農民である。という前提にたつてつぎのように述べておられる。

後漢書卷四殤帝紀延平元年五月の鄧太后の詔に、

建武より以来、諸の禁錮を犯せるもの、詔書もて解くと雖も、有司重を持して多く奉行せず。其れ皆復た平民と為せ。

とあり、被禁錮者を赦して平民と為せと見えている。しからば平民とは何であらうか。平民とは農民乃至は農民と同列なる者を意味することは、次の文がこれを示している。

(靈帝) 安風の賊戴風等乱を作す。統(羊)また之を擊破す。斬首三千余級、渠師を生獲す。其余党輩は原して平民と為し、田器を賦与して農業に就かしむ。(後漢書卷六十一羊統伝)

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

田器を与えて農業につかした者を平民といっているのであるから、平民とは農民または農民と同列の者をいうものたることは明かであろう。ここに、官吏の禁錮されし者は庶人以下の身分に墮されるという結論が出てくる。漢代において、官吏が禁錮に処せられる場合、それは官吏たる身分を剝奪されて庶人（農民）以下の身分に墮落せしめられるのであり、したがって子孫にいたるまで官吏たり得ざる規定下にある商人ももちろん例外として商人が官吏になったこともあると同列視されるわけである。

しかし、漢書卷九貨殖伝に、「庶民農工商賈」とあるが、漢時代商人は（広義）の庶民である。

さて、さきに見たように、免官されたものは庶民となるが、その一環として禁錮があり、（免官）被禁錮者は官人たりえないという身分上の制約のある庶民となる。従つて右の平民は身分上の制約のない一般庶民（それは官人たる資格をもつ）なるべきが想定されよう。いま平民について見てみよう。後漢書卷十和熹鄧皇后伝に、

又詔曰、赦建武以来諸犯妖惡及馬寶家屬所被禁錮者、皆復之爲平民。

とあるが、前引の後漢書熹帝紀の詔とあわせ考えると、平民は平人ともいわれたのがわかる。さて、後漢書卷六皇甫規伝の顔師古の注に、

平人、齊人也。

とある。また、後漢書卷四和帝紀の論に見える齊民の李賢注に、

齊、平也。

とある。また、漢書卷二食貨志下に、

所忠言、世家子弟富人、或斗雞走狗馬、弋獵博戲、乱齊民。

とあるが、その顔師古の注に、

如淳曰、世家、謂世世有祿秩家也。齊、等也。無有貴賤。謂之齊民。若今平民矣。晋灼曰、中国被教齊整之民也。

とある。要するに平民＝齊民は一般の庶民のことである。それだけに彼らは税役を負担する。すなわち、後漢書皇甫規伝に、

（前略）規乃上疏、求乞自効、曰、……臣每惟（馬）賢等擁衆四年、未有成功。懸師之費且百億計。出於平人、回入姦吏。故江湖人群爲盜賊。青徐荒飢、襁負流散。（下略）

とあり、後漢書卷七衛胤伝に、

(前略) 流民稍還、漸成聚邑。使輸租賦、同之平民。

とあるが、税は平民が負担すべきであるという理解があつたのがわかる。それは自ら徭役も亦平民が負担すべきであることを察せしめる。後漢書和帝紀の論に、

(前略) 是以貧民歲增、鬪士世伝。(下略)

とある際の貧民もそうした観点から理解すべきであらう。なお、漢書<sup>卷七</sup>十二貢禹伝に、元帝のときの御史大夫貢禹の上言をのせているが、そこに、

又諸官奴婢十万余人。戲游亡事。税良民以給之。歲費五六鉅万。宜免為庶人、廩食、令代關東戍卒、乘地辺亭塞候望。

とある。この際の良民は税を負担すべきものとして右の平民 $\parallel$ 貧民と同一に見るべきである<sup>⑩</sup>。

論を進めよう。鎌田氏が商人と庶人とが区別されているという証拠とされたのは、漢書<sup>卷五</sup>十一賈山伝に賈山のつくつたものをのせているが、そのなかに、

(前略) 故以天子之尊、尊養三老。視孝也。立輔弼之臣者、恐驕也。置立諫之士者、恐不得聞其過也。學問至於窮堯者、求善無鑿也。商人庶人誹謗、已而改之、從善無不聽也。

とあるものである。さて、この記事は二つのことを示している。その一は商人と庶人とが異つた身分であるということである。その二は商人が奴婢とは自ら違つた存在であることである。つまり、奴婢は人倫から絶たれたものであるだけに、天子が奴婢の誹謗によつてもその不善を改めるといったことはとうてい考えられないのである。かくて、商人は右に見える限りでは庶人と異つていられるけれども、それなりに人間としての存在価値をもち、そうした点で奴婢(刑徒)の類とは違つた存在であると考えられるのである。ところで、漢書貢禹<sup>二</sup>伝に、

禹又言、孝文皇帝時、貴廉聚賤貪汚。賈人贅晉及吏坐藏者、皆禁錮不得為吏。

とあり、後漢書<sup>卷二</sup>十八上 桓譚伝に見える桓譚の上疏のなかに、商人について、

夫理國之道、舉本業而抑末利。是以先帝禁人二業、錮商賈、不得臣為吏。

とある。これらは商人が禁錮されて官仕できないのを示している。さきに見たところと、こうした点をあわせて考えると、商人は広義の庶民 $\parallel$ 庶人であるけれども禁錮されて官仕できないという身分的制約をもつていた。つまりそれは免官禁錮されて庶民 $\parallel$ 庶人と

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

なつたものと同一身分であつた、と考えて大過なからう。(もしそれが庶民でなく、当然のこととして官人たりえない・庶民でない・奴婢や刑徒の類であれば、恐らくわざわざ禁錮するといったことはいわないであろう。)蓋し、さきの賈山伝の庶人は庶人としての身分に制約のない、一般的な意味における庶人とされよう。そうした庶人(現実に農業に従事)が身分的に制約のある庶人である商人と対比的にとりあげられても何ら不思議はなからう。

最後に、商人の徭役負担の有無について考えてみよう。漢書<sup>卷六</sup>武帝紀天漢四年正月の条に、

癸天下七科謫及勇敢士。(下略)

とあるが、その顔師古の注に、

張晏曰、吏有罪一、亡命二、贅習三、賈人四、故有市籍五。父母有市籍六。大父母有市籍七。凡七科也。

とある。右の七科の謫兵は(一般)庶民が徭役として戍辺の役(など)に出るのとは自ら性格を異にする<sup>⑩</sup>。前節で見たように士伍は徭役(戎辺の役を含む)を負担する。それだけにここに見える有罪の吏以下は士伍に入っていないことになる。要するに、商人は士伍でなく、通常徭役(少なくともそのなかの戎辺の役)はかからなかつたとされよう。

ちなみに、周知のように、旧来漢時代商人に重税をかけたことが指摘されている。しかし、漢時代商人は右に見たように、通常徭役を負担しなかつた。またつきに見るように国家の基本的な税とすべき田租を負担することもなかつた。漢時代の商人への重税は、漢王朝の抑商重農策とそうした現実的処理とのかねあいにおいて検討すべきであろう。

漢書賈山伝に、前漢の元帝のときの賈山の上言をのせている。そこに、

商賈求利東西南北、各用智巧、好衣美食、歲有十二之利。而不出租稅。農夫父子暴露中野、不避寒暑、捋屮杷土、手足胼胝、已

率穀租、又出梟稅。(下略)

とある。これは良民<sup>⑪</sup>良人は国家の税を負担するものであるが、商人は税を負担しないから良民でないとしているものである。なお、賈山が租税を出さないとするのは、いわゆる田の所有(ここでは所有者が耕作する建て前をとっている)に対する田租(、その附加税の租税)を出さないのを指しているとすべきである。ここで漢書<sup>卷一</sup>文帝紀十三年六月の条を見ると、

詔曰、農天下之本、務莫大焉。今瘠身從事、而有租稅之賦。是謂本末者無以異也。其於勸農之道未備。其餘田之租稅。(下略)とある。この本は農をいい、末は商人を指している。この詔は農民が田租を負担すべく商人がそれから外れているを述べている。

(この詔は農民の田租を除いたのを示しているかの如くであるが、この詔が出てからも漢時代を通じ農民の田租が無くなったわけではない⑩。)このように見てくると、漢時代の商人が田租<sup>11</sup>田税を負担せず、それだけに国家の基本的な租税を負担していない、ということが考えられる。

注

(1) 好並隆司氏、『秦漢帝国史研究』第五篇第三章「漢代下層庶人の存在形態」など参照。

以下本稿でとりあげる好並氏の研究は⑩を除き、すべて右に掲載されているものである。

(2) 民の用法については、拙稿、「漢六朝史の理解をめぐって」(九州大学東洋史論集5)参照。

(3) 六朝の族閥制については、拙稿、「東晋南朝の族閥制について」(古代学第十八卷第一号)参照。

(4) 甲族(である貴族)が常に富んでいるわけではない。本文であげたのはあくまで図式的理解である。

(5) 拙稿、「前漢時代の徭役について」(法制史研究25)参照。

(6) 漢時代の士伍については、片倉樓氏、「漢代の士伍」(東方学第二十六輯)という研究がある。そこには旧来の士伍に関する研究が挙げられている。

(7)・(8) 守屋美都雄氏『中国古代の家族と国家』国家篇第一章「漢代爵制の源流として見たる商鞅爵制の研究」参照。

各人が秦爵をもちえる年齢上の下限は後考をまつこととする。

(9) 商君書には、領内の人々(官人を含む)を均質的に把握する、という観点をもつ記述の外に、官爵をもつものを士(あるいは臣)・無官爵のものを庶とする記述、軍人を士とする記述(この際、必ずしも爵をもっていないなくても軍人であれば士である)、社会的実態としての士についての記述(本来その身が何らかの能力・資(もと)をもち、それによって世にたつもの。それは政治体制面からいえば、往々第二の士に対する庶である)などが見える。第二の士と第三の必らずしも爵をもっていないなくても軍人である故に士とされるものとは合致しないようであるが、軍国体制をとる戦国諸侯の国において、君主の支配権力ささえる士(仕えて事に任ずるもの)に、その広義のものとして無爵の軍人を加えることがある、として読めば別に矛盾しない。

なお、商君書に見える爵制が士、大夫、卿のヒエラルキーと対応しているということは、(後者の「形式」化の過程において)その士、大夫、卿を第二の士が掩っているということにもなる。

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

漢時代の賤民、賤人、士伍、商人

(10) 第四節で見られるように、免官は庶人としての禁錮をとめない、それによって官人たるべき資格が剥奪される。それは丙頭のような場合にも適用されたであろう。そうした観点からすると丙頭が庶人とされたということが(部分的とはいえ)成り立つであろう。(丙頭は禁錮が解けてのち再び就官することになる。)

(11) ( ) は『居延漢簡甲編』の番号であり、( ) は『居延漢簡考釈之部』の番号である。「」は『觀堂集林』<sup>卷十七</sup>「敦煌漢簡 九」に見えるものである。

(12) 前掲、「敦煌漢簡 九」参照。

(13) 施刑士はいわば漢の国家の身分的ヒエラルキーから外れているものである。それだけにこれを以て庶民と奴婢との間に一つの身分が生じたとはいえないであろう。

(14) 西嶋定生氏『中国古代帝国の形成と構造』参照。

(15) 雲夢秦簡に見えたことが見える(好並隆司氏、「中国古代の家父長的家内奴隸制」歴史学研究第五六二号)。

(16) 鎌田軍雄氏、『秦漢政治制度の研究』第三篇第四章「漢代の禁錮」参照。

(17) 晋時代のこととして、<sup>卷七</sup> 晋書<sup>卷七</sup> 志<sup>卷七</sup> 倉詹伝に、

(前略) 将行、上疏曰、…漢宣帝時、二千石有居職脩明者、則入為公卿。其不称職免官者、皆還平人。懲觀必行。(下略)とある。この平人はやや漠然と官人に対する庶民を意味するとすべく、いまとりあげている平人とは性格を異にする。

(18) 讎戍については、渡部武氏、「秦漢時代の讎戍と讎民について」(東洋史研究第三十六卷第四号)参照。  
なお、七科の讎については稿を新たにして論ずる。

(19) 前掲、「前漢時代の徭役について」参照。

補(1) 別の機会に論ずるが、四金という資産は貧しい農民を含む。そうした点からいうと、漢時代の察挙は決して「富強」だけを対象としていない。